

府

令

○内閣府令第六十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号及び第六十三条の八第二項第一号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。	第六十二条 〔同上〕
〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕
三 承諾日前一年間における申出者の契約（次に掲げるものに限る。）がある場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。	三 承諾日前一年間における申出者の一月当たりの平均的な契約（次に掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。
〔イ・ト 略〕	〔イ・ト 同上〕
四 〔略〕	四 〔同上〕
〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕
（海外投資家等の範囲）	（海外投資家等の範囲）
第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。	第二百四十六条の十 〔同上〕
〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕
三 取得時点前一年間におけるその契約（第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）がある場合において、	三 取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）がある場合において、

て、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

省

令

○農林水産省令第五十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十五条第一項の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三日

農林水産大臣 鈴木 憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（飼料製造管理者の設置義務の適用除外）	（飼料製造管理者の設置義務の適用除外）
第三十一条 法第二十五条第一項の農林水産省令で定める者は、令第五十一条に掲げる飼料の製造（販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としないものに限る。）を業とする者であつて、特定飼料を原料とする飼料又は令第五条第二号に掲げる飼料を製造する製造業者以外の製造業者とする。	第三十一条 法第二十五条第一項の農林水産省令で定める者は、令第五条各号に掲げる飼料の製造（販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としないものに限る。）を業とする者であつて、特定飼料を原料とする飼料又は抗菌性物質製剤（農林水産大臣が指定するものを除く。）を含む飼料を製造する製造業者以外の製造業者とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を実施するため、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月三日

農林水産大臣 鈴木 憲和